

豊橋市物品等機種選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市（市民病院、上下水道局を含む。）が購入する物品等（製造、修繕、賃貸借を含む。）の機種を選定する（以下「機種選定」という。）場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(機種選定委員会の設置)

第2条 物品等の機種選定を適正に行うため、購入する物品等を主管する課（以下「主管課」という。）において必要の都度、機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、主管部課長及び関係部課長等をもって構成し、必要に応じて関係職員等を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審査対象)

第4条 委員会の審査対象は、原則として予定価格1件500万円以上（市民病院については予定価格1件2,000万円以上。以下同じ）の物品等の機種選定とする。ただし、予定価格1件500万円未満（豊橋市民病院については予定価格1件2,000万円未満）の物品等で主管課において機種選定が必要と認める場合は、委員会の審査対象とすることができる。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、物品等の機種選定にあたっては、次に掲げる事項を調査・検討するものとする。

- (1) 物品の仕様、規格、性能、経済性等に関する事項
- (2) 競合する物品等に関する事項
- (3) 機種及び銘柄の選定又は使用材、部品等の指定を行う理由の客観性に関する事項
- (4) その他機種の選定に関し必要と認める事項

2 委員会の庶務は、主管課が処理する。

(機種選定の報告)

第6条 予定価格1件500万円以上の物品等の機種選定については、委員会の審査が終了した時は、機種選定報告書（様式1）を作成し、機種選定理由書、議事要旨を添付して物品調達審査会に諮り、決定するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月17日から施行する。

平成 年 月 日

物品調達審査会

機種選定委員会
主管部(課)長

機種選定報告書

下記のとおり機種選定を行いましたので報告します。

記

1 品名

2 規格

3 その他

添付書類...別紙「機種選定理由書」及び「機種選定委員会の議事要旨」

機種選定理由書

購入する物品等の目的								
目的を満たすための必要条件及びその理由								
機種区分	選定機種		比較機種					
			A	B	C			
品名								
規格								
製造メーカー								
価格：円 (消費税込定価)								
条件項目	機能等	評価	機能等	評価	機能等	評価	機能等	評価
比較検討内容								
選定理由								
委員会開催年月日・開催場所	平成 年 月 日							
機種選定委員 (氏名)								

- [注) 1. 「評価」欄については、評価基準に基づき記載し、評価基準を添付のこと。
2. 各機種の機能等が記載されているカタログ等を添付のこと。